

第23回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年11月24日（火）

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 12月1日以降における催物の開催制限等について

【福岡県主催イベントに係る対応について】

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施、など適切な感染防止対策を徹底する。（資料1:別紙11）

※嘉麻市については、福岡県に準じて対応していく。

2. 感染リスクが高まる「5つの場面」について、ホームページ等で情報発信を行う。 （資料2）

3. 発熱等の症状がある場合の相談・受診方法の変更について

発熱等の症状のある患者が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、福岡県は発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として11月16日時点で1,205機関指定しました。

受診の流れ（資料3）

※ホームページ、広報12月号、嘉麻市LINE、ケーブルテレビにて情報発信済。

4. 相談窓口一覧について

コロナ禍において令和2年7月より、全国的に自殺者数が増加、特に女性の自殺者数が増加している。自殺の要因は1つではなく複数の要因が絡みあっていることから、窓口で相談に見えた際の相談内容から、必要なところへ横断的に繋げていくことが必要になります。そのため、相談窓口の一覧を作成し、ホームページ等で周知を図るとともに、インフォメーションにて職員の情報共有を図りました。（資料4）（資料5）

※ホームページ、嘉麻市LINE、ケーブルテレビにて情報発信済。